

## ○宮代町地域公共交通会議設置要綱

平成 19 年 2 月 1 日

### 要綱第 3 号

#### (設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、宮代町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

#### (協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

#### (交通会議の構成員及び任期)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- (5) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表
- (6) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表
- (7) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 杉戸警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者

(10) 町内在住若しくは在勤する者又は町内循環バス利用者

(11) 町職員

2 [前項](#)に定める委員は、町長が任命する。

3 委員の任期は、任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、会長が招集する。

5 交通会議の議長は、会長がこれに当たる。

6 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

7 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

8 [前項](#)の規定に関わらず、[第2条](#)に掲げる協議事項のうち、軽微な事項の変更については、会長は、書面による協議を求めて、会議の議決に代えることができる。

9 [前項](#)の規定による議決については、[第7項](#)の規定を準用する。この場合において、[第7項](#)の規定中「出席した委員」とあるのは「書面を提出した委員」と読み替えるものとする。

10 [第3条第1項第10号](#)に定める委員以外の委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。

11 交通会議の庶務は、企画財政課において処理する。

12 交通会議に関する相談及び苦情等に関する対応を行うために通報窓口を企画財政課内に置く。

(その他)

第 5 条 [この告示](#)に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 [この要綱](#)は、制定の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 [第 4 条第 4 項](#)の規定にかかわらず、最初の交通会議は、町長が招集する。

附 則(平成 20 年告示第 109 号)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成 20 年告示第 132 号)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 84 号)

(施行期日)

この告示は、制定の日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 63 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 75 号)

この告示は、制定の日から施行する。